

電波の利用状況調査の概要

電波の利用状況調査は、電波法に基づき、総務大臣が調査区分ごとに調査を行い、その結果を電波監理審議会に報告し、公表する(根拠規定:電波法第26条の2)。

電波監理審議会は、当該結果に基づき、電波の有効利用の程度の評価を行う(根拠規定:電波法第26条の3)。この評価結果を踏まえ、総務大臣は周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映を実施。

電波の利用状況の調査 [電波法第26条の2第1項]

電気通信業務用基地局
(携帯電話・全国BWA)
(毎年)
[法第26条の2第1項第1号]

電気通信業務用基地局以外の無線局 [法第26条の2第1項第2号]

公共業務用無線局
(毎年)
[省令第3条第1項第2号]

各種無線システム
①714MHz以下(令和4年度)
②714MHz超(令和5年度)
[省令第3条第1項第3号]

臨時の利用状況調査
(必要に応じ)
[省令第7条]

調査結果(概要)の公表
[法第26条の2第2項]

有効利用評価方針の事前公表
[法第26条の3第2項]

…総務大臣

…電波監理審議会

評価(案)の検討
事業者ヒアリング [法第26条の3第5項]

評価(案)に対する意見募集
意見募集内容の検討

評価結果の公表
[法第26条の3第4項]

周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映